

## 史料紹介 京都府立京都学・歴彩館所蔵

### 『天台座主記』(一)

貝塚 啓 希

本稿は、京都府立京都学・歴彩館所蔵、東寺百合文書乙号外五『天台座主記』(通称・東寺本)を翻刻し紹介するものである。<sup>(1)</sup>当写本は天台座主記諸写本における位置については、本紀要掲載の杉田論文をご参照頂きたいが、他の諸本にみえない独自記事を有する特殊な写本であること、また成立年代が判明する写本のなかでは史料編纂所本<sup>(2)</sup>に次いで古いことから、重要な写本であると判断される。

東寺本は最澄から一二五世祐助までの記事と、各座主の時期における西塔院主の記事を有する。現在、縦三三センチメートル、横二五センチメートルの冊子に貼り込む(はめ込む)形で保存されている。冊子は一頁ごとに半分折り込まれており、開いて紙背を確認することができる。各座主の記事の冒頭に朱点が付されており、第二丁裏と第三丁表、第三丁裏と第四丁表、第十一丁表裏などで朱点の写りがみられるので、原態も同様に冊子であったと考えられる。

本号では前半部分、六二世慈円の記事までを掲載する。以下、成立・伝来に関して若干の考察を加えたい。六三世以降の翻刻と内容に

関わる検討は次号に譲る。

#### (1) 成立時期について

前述の通り東寺本は一二五世祐助(暦応四年(一三四一)補任)までの記事をもち、最も新しいのは暦応五年(一三四二)の「二月廿八日、於十楽院請 宣命」という記述である。<sup>(3)</sup>また紙背文書には貞和二年(一三四六)の年記をもつ書状が含まれており、これらから十四世紀半ばごろの成立であると考えられる。したがって南北朝期の記事については同時代の情報を反映していると想定され、特に信憑性が認められる。<sup>(4)</sup>

#### (2) 成立の経緯について・曼殊院との関係

東寺本の表紙には「勝林房」と記されているが、東寺の坊舎に勝林

房の名をもつものは確認できない。よって東寺本ははじめから東寺で成立したのではなく、寺外の「勝林房」で成立してその後東寺に持ち込まれたものと想定できる。

では「勝林房」とは何であるか。その手掛かりとなると思われる史料を一点挙げたい。

【史料一】「延暦寺張本交名」<sup>(5)</sup>

張本交名

梨本 妙法院  
禅智房憲承、竹林房昌憲  
竹中 菩提院  
勝林房木有、頓学房承長、  
座主  
南岸院澄詮、金輪院「」、  
菩提院 青蓮院  
妙光房源祐、上林房「」、  
青蓮院 妙法院座主  
井上房直門、山本房定祐、  
妙法院 菩提院  
十乘房源快、妙観房仙村、

以上十二人

元応元年（一三一九）に比定される、園城寺焼き討ちの張本交名である。勝林房木有なる僧侶の名前が見え、「竹中」と傍注を付されている。この竹中とは竹中門跡、すなわち曼殊院門跡のことであり、鎌倉末期に曼殊院門跡の門徒として勝林房を名乗る僧侶がいたことが判明するのである。<sup>(6)</sup>

次に、曼殊院門跡と東寺本との関係を考えたい。そこで取り上げたのが、東寺本と近い系統にあると思われる、「大日本洲太宗秘府」の紙背に残る天台座主記断簡（猪熊本）である。「大日本洲太宗秘府」は曼殊院門跡出身の座主である慈嚴が、十四世紀半ばに天皇に進じた神道書の草案である。<sup>(7)</sup>岡田米夫氏によって紹介され、その際に紙背の天台座主記についても全文翻刻・紹介がなされた。氏によれば、

紙背の天台座主記も慈嚴の自筆であり、①一八世良源の記事前半、②六二世慈円の記事一部、③八八世道玄の記事一部、④一一一世慈道の座主辞任記事一文、のみが残っているという。

東寺本・猪熊本には、他の写本には見えない共通の独自記事が多く含まれる。詳細な記事をもつ猪熊本に対して東寺本の記事は簡略であるが、記述の類似から、これらは極めて近い関係にある写本であると考えられる。一例を挙げるならば以下である。

【史料二】「猪熊本」一八世良源の項

第十八、権律師良一定心房、大僧正、治山十九年近江国浅井郡岳本郷人、木津氏、師主理仙大徳顕宗、雲晴弟子、覚恵律師灌頂弟子、満賀弟子顕宗、

延喜十二年九月三日、誕生、

延長六年四月廿七日、受戒年十七、座主尊意、

康保三年八月廿七日、任座主年五十五、膺三十九、越上膺三八、去六月廿六日悲母

長逝、仍服中任之、

宣命 勅使少納言藤原懷忠、同廿九日到来、

(後略)

【史料三】「東寺本」一八世良源の項

第十八、権律師良一源、定心房、大僧正、法務、

近江国浅井郡岳本郷人木津氏、

師主理仙大徳学顕宗、雲晴、賀弟子顕宗、

覚恵律師受法灌頂、

延長六年四月廿七日、受戒年十七、座主尊意、

康保三年八月□七日、任座主職年五十五、膺三十九、

越上膺三人之初例、去六月廿六日喪母、仍

服中任之、

宣命 勅使少納言藤原懷忠、同廿九日到来、

永観三年<sup>乙酉</sup>正月三日、入滅<sup>春秋七十四</sup>、

○西塔院主、

内供奉十禪師阿闍梨暹賀<sup>本覚院</sup>、

天禄四年八月十五日、補院主<sup>年五十六、臘三十五</sup>、

同じ良源の記事で、猪熊本のほうが情報量が多いものの、両者の記述は類似している。たとえば良源の師資関係について、【史料二】では理仙・雲晴・覚恵・満賀の四名の名前を挙げ、それぞれについて「師主」や顕・密の別などを記している。【史料三】でも挙げられている僧侶とその情報は概ね同様である。『校訂増補天台座主記』（刊本）<sup>(8)</sup>では満賀の名が挙げられておらず、また理仙が顕教の師であるという情報も見られない。猪熊本・東寺本が同系統にある写本であることが窺える。

また座主補任時に上臈三名を超越したと、六月二十六日に母を亡くし喪に服していたさなかの補任であったことが、やや字句は異なるが【史料二】【史料三】いずれにも記されており、これも刊本には全く見られない情報である。師資関係記事と同様に、猪熊本・東寺本のつながりを窺わせる箇所といえる。

一方で東寺本には猪熊本に見えない記述が含まれることも事実であり<sup>(9)</sup>、東寺本を猪熊本からの直接の抄出とみることは留保が必要である。現段階ではひとまず、近い写本を祖とする、兄弟関係にある写本と考えておきたい。

先述の通り、岡田氏によれば猪熊本の成立は十四世紀半ばのことで、これは東寺本の成立時期と同時期である。また猪熊本は曼殊院慈嚴の自筆であるが、先に考察したように、鎌倉末期には曼殊院門跡の門徒

に勝林房木有なる僧侶がいた。東寺本の表紙に記されている「勝林房」とは、この勝林房なのではないか。つまり十四世紀半ばごろ、曼殊院門跡が所蔵していた詳細な記事を有する座主記写本をもとに（その異本の一部が紙背に使われ猪熊本となった）、抄出本が作成され、門徒である勝林房の所有となった、という経緯が想定できるのである。以上の仮説が正しければ、天台座主記を共有し、新たな写本を生み出していくひとつの場として、門跡・門徒の関係があったといえることになる。

猪熊本はあくまで断簡であり、ごく限られた記事しかもたない。元となった写本の全体が発見されれば、猪熊本・東寺本に見られる情報はその写本によって網羅されることになるのであるが、そうした写本の存在は知られていない。したがって現時点においてこれらの系統の写本を参照する場合には、猪熊本が残る箇所（良源・慈円の記事など）については猪熊本を、猪熊本が欠落している他の大部分の箇所については、抄出であるが元となった写本の記述を一定程度反映していると考えられる東寺本を参照する、という利用の仕方が望ましいであろう。<sup>(10)</sup>

### (3) 伝来について・東寺観智院との関係

最後に、曼殊院周辺で成立した天台座主記が東寺に伝来した経緯を考えたい。東寺本は現在、東寺百合文書「乙号外」の部に含まれている。東寺百合文書には現在、平仮名・片仮名の函の他にも何種類かのまとまりが設けられているが、このうち「甲号外」「乙号外」「観智院」「丙号外」の四つは「系函混入分」と呼ばれ、もともと東寺百合

文書のうちではなく、東寺観智院金剛藏聖教・文書の一部であったと考えられている<sup>(1)</sup>。

先述の通り、東寺本の成立時期は十四世紀半ばごろであると考えられる。それから間もなくして東寺観智院に伝来したとするならば、まず想起されるのは同時期の観智院の学僧、杲宝・賢宝の存在である。彼らは東寺の寺誌「東宝記」を編纂したことで知られる。

真木隆行氏は、本覚大師号をめぐる東大寺・延暦寺との対立によって、鎌倉末期から南北朝期にかけて東寺の自尊心が形成され、それが結実するのが「東宝記」や、杲宝の他の著作「我慢抄」「謚号雑記」などの執筆であるとする<sup>(2)</sup>。つまり南北朝後期は、東寺僧が他寺に対する意識と、その裏返しとしての自意識を強める時期なのであり、東寺供僧の自治におけるひとつの画期であるといえる。東寺本座主記は、こうした時期において杲宝・賢宝らが収集した、他寺に関する資料のひとつだったのではないか。

東寺本と類似の性格をもつ典籍に、東寺百合文書甲号外三〇「諸寺別当并講師等次第」がある。これは東大寺別当・興福寺別当をはじめとする諸寺の別当や座主の次第、興福寺維摩会講師・天台三會講師の次第を集成したものである。翻刻・紹介した富田正弘氏によれば、観智院賢宝の筆跡とみられ、南都系寺院の記事が豊富であることから、東宝記編纂にも関わった賢宝が何らかの必要から南都寺院周辺で編纂された僧官の便覧を書写したものであると考えられるという<sup>(3)</sup>。杲宝・賢宝らの聖書写・収集活動は高野山等の真言寺院のみならず、南都寺院や天台系寺院の聖教にまで及んでいたことがすでに指摘されている<sup>(4)</sup>。おそらく東寺本も、「諸寺別当并講師等次第」同様、何らかの参照のために観智院の所有となったものであろう。

## 註

(1) 「京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書展」にて画像が公開されている。

(2) 本紀要掲載の戸瀬昌之氏による翻刻参照。

(3) 暦応四年十一月(十二月か)十八日の座主補任記事に続けて記され、暦応五年と明確に書かれているわけではないが、おそらく抄出の際に遺漏があったものと思われる。

(4) 南北朝期政治史研究では、平田俊春が「宗良親王の御誕生の年は従来明確でなかったが、松本周二学士は元徳二年、二十歳で天台座主に任せられ給うたことが護国寺本天台座主記に見えてゐることを御示教下さった。なほ同書に、護良親王の御母は「藤原経子」と見えてゐる。これも従来、単に本朝皇胤紹運録により、北畠親子と推定し奉つてゐたのより、信憑すべきものがあるやうである」と紹介して以来、東寺本座主記は後醍醐皇子たちの生年や母を知るための史料として活用されてきた(平田俊春「後醍醐天皇の御宏図と諸皇子の御活動」同「吉野時代の研究」山一書房、一九四三年、森茂暁「皇子たちの南北朝―後醍醐天皇の分身―」中央公論新社、二〇〇七年、初出一九八八年)。

(5) 内閣文庫蔵大乘院文書「文保三年記」のうち。竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第三十五卷(東京堂出版、一九八八年)、石附敏幸「国立公文書館所蔵『文保三年記』」(『千葉大学人文研究』四〇、二〇一一年)。

(6) 大塚紀弘「曼殊院門跡の成立と相承」(五味文彦・菊地大樹編『中世の寺院と都市・権力』山川出版社、二〇〇七年)。竹中坊は東山に存在した曼殊院門跡の本坊である。

(7) 岡田米夫「大日本洲太宗秘府に就いて」(『神道研究』一一四、一九四〇年)。

(8) 澁谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』(比叡山延暦寺開創記念事務局、一九三五年)。

(9) たとえば【史料三】では「法務」「謚号慈恵和尚」といった文言がみられるほか、上臈三人を超越して座主に任じられたことを「初例」としている点などが【史料二】には見えない情報である。

(10) 東寺本には西塔院主に関する記事が含まれるが、これは妙法院聖教の写本(妙法院本①)や華頂要略本などと同様の特徴である(杉田論文参照)。記事の内容も類似しており、同一系統の写本と考えられる。一方でこれらの写本は一八〇五八世の記事を欠落させており、そうした部分については東寺本・猪熊本に拠るほかない。なお、猪熊本には西塔院主の記事は残らないが、西塔院主の記事は座主の記事に比して極端に分量が少ないため、現存部分に含まれなかっただけであり、本来は猪熊本も西塔院主の記事を備えていたと想定できる。

(11) 「㊗函」は所在が不明となっていたが昭和十四年に観智院金剛藏で発見され、本来その中にあるべき文書は「㊗函」に入れられていた。上島有氏によれば、①明治二十年に京都府・修史局が百合文書の目録を作成した際、あわせて観智院金剛藏の文書や典籍も調査の対象とされた、②調査終了時、観智院に文書・典籍を返却するのに適当な箱がなかった、③百合文書の「㊗函」の中身を「㊗函」に移し、空になった「㊗函」に観智院の文書・典籍を入れて返却した、という経緯が想定できるという(上島有「東寺文書の伝来と現状」同『東寺・東寺文書の研究』思文閣出版、一九

九八年)。本研究がこの写本を「東寺百合文書本」ではなく「東寺本」と呼称するのは、以上のようにもともと東寺百合文書に含まれるものではなく、観智院の所蔵であったと考えられることによる。

(12) 真木隆行「鎌倉末期における東寺最頂の論理」(東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年)。

(13) 京都府立総合資料館歴史資料課(史料紹介)諸寺別当井維摩会・天台三会講師等次第「付僧名索引」(『資料館紀要』一八、一九九〇年)。これは「甲号外」のうちであり、東寺本天台座主記と同様に、もとは観智院の所蔵であったが東寺百合文書に混入したものと思われる。

(14) 京都府立総合資料館編『京都府古文書緊急調査報告 東寺観智院金剛藏聖教の概要』(京都府教育委員会、一九八六年)、眞鍋俊照「東密所伝「最澄」本系統等の伝本―臬宝、賢宝、仁宝の周辺とくに延文年間―」(天台学会編『伝教大師研究』早稲田大学出版部、一九七三年)など。

「付記1」京都府立京都学・歴史館での原本調査に際してお世話になりました、岡本隆明氏、山本琢氏、松井直人氏に御礼を申し上げます。「付記2」本稿は科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の交付を受けた「院家を中心とした東寺寺院組織の研究」(課題番号22J20164)の成果の一部である。

凡例

- ・座主ごと、また丁が改まるごとに一行の空白をあけた。
- ・改行や割注・傍注、挿入等は基本的に原文の体裁に準ずる。ただし、明らかに改行意図がなく、単に書くスペースがなくなつて横に書いたものと思われる箇所については、改行せず続けて翻刻した。
- ・異体字・合字・略字等は可能な限り常用漢字に改めて翻刻した。
- ・虫損によつて判読不能な箇所は、東寺本には独自記事が多いことを重視し、刊本をはじめとする他の諸本によつて情報を補いうる箇所であったとしても、特に注を付すことはしなかった。字数の判明する虫損であれば□、字数がわからない虫損であれば「」として示した。
- ・重ね書きや摺消は■で示し、その下の文字が判読可能であれば「×」として記した。また抹消箇所は本文左に抹消点を記した。
- ・僧侶の号・僧位僧官等については、原文の体裁に応じて適宜読点を打った(たとえば二七世慶命は「無動寺 前大僧正」と空白があるの
- で「無動寺、前大僧正」と翻刻し、二九世明尊は「志賀大僧正」と続けて記されているので、読点を打たず翻刻した)。
- ・翻刻は貝塚が行い、研究会メンバーに校正していただいたほか、研究会で講読した箇所については報告を参考にした。翻刻は東寺百合文書MSに公開されている画像データの閲覧と、京都府立京都学・歴史館での原本調査によつた。また澁谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』(比叡山延暦寺開創記念事務局、一九三五年)、平林盛得・小池一行編『五十音引僧綱補任 僧歴綜覧 推古卅二年〜元暦二年 増訂版』(笠間書院、二〇〇八年)、群書類従所収「僧官補任」続群書類従所収「法中補任」等を参考にした。

(表紙)

「」座主記

勝林房

(第一丁)

天台座主記

・叡山根本伝教大師諱最上師、靈山聽衆、薬王菩薩化身也、

近江州志賀郡降生俗姓三津氏、

又後漢献帝孫高万王子、大藏卿従三位三津「」

百枝子也、母応神天皇第九女也、

神護景雲元年丁未六月八日甲寅、午刻誕生、

或記母千歳、父千五百歳、

宝亀九年戊午十二月、随大国師大安寺行表和上出家、

已下子細略之、

・第一座主、義真和尚私号修禪大口、治山十年、

相模国人、丸部連氏、大学衆生年二十六、出家入道、

師主伝教大師、伝教共入唐、逢順暁学秘教、

遇道邃・行満学顕教、

弘仁十四年二月廿六日、賜寺額、改一乘止観院号「」寺、

同三月三日、勅以中納言藤原朝臣三守・右中弁大伴

宿祢国道、被安置寺家别当、從此後以左大臣為檢校、

以左大弁・左大史為别当、

(第二丁)

天長元<sup>甲</sup>六月廿二日、為座主<sup>年四十六、是座主元祖也</sup>、

同七月十三日、始置延曆寺三綱<sup>上座仁忠、寺主道徽、都維那興善</sup>、

・第二、円澄和尚<sup>私号殺光大師、西塔建立主、生</sup>、

武藏国堺崎郡人、壬○氏、伝教大師弟子、

承和元年<sup>甲</sup>三月十六日、任座主、年六十三、

・第三、円一和尚<sup>諱号慈覚大師</sup>、治山十年、

下野国都賀郡人<sup>壬生氏、崇神天皇第一皇子、豊城入彦命苗裔</sup>、

伝教大師弟子、

延暦十三年、誕生<sup>是日紫雲覆屋上、文帝天皇御宇</sup>、

仁寿四年<sup>甲</sup>四月三日、補座主、

○西塔院主、内供奉十禪師三部阿闍梨惠亮、

信濃国水内郡人<sup>年四十八、膺三十一</sup>、

号大楽大師、

内供奉十禪師常濟<sup>惠亮入室弟子、慈覚大師受法灌頂弟子</sup>、

貞觀四年四月十七日、依 宣旨補院主、

・第四、安恵和尚<sup>金輪院、阿闍梨、内供奉、民語云章安大師後身云々</sup>、治山四年、

(第三丁)

河内国大県郡人、大狛氏、父名池辺、母丸子氏、

師主伝教大師入室、慈覚大師稟顕密二宗、

受法灌頂、

貞觀六年二月十六日、補座主、年六十四、膺三十七、

宣命 勅使少納言良峯朝臣經世、

同十年四月三日入冥、年六十四<sup>或七十四、年手</sup>、

入滅之後經一宿、奉見○結与願印、右手結宝印、

○西塔院主、内供奉十禪師常濟、

・第五、円珍和尚<sup>智証大師、少僧都</sup>、治山廿三年、

讃岐国那珂郡金倉郷人、和氣氏、母佐伯氏、

師主修禪大師顯宗、徳円和上灌頂弟子、

光定和上・慈覚大師等弟子、

貞觀十年<sup>戊</sup>六月三日、補座主<sup>年五十五、膺四十六</sup>、

宣命 勅使少納言和氣尋範、同五日到來、

○西塔院主、

内供奉十禪師常濟、

(第四丁)

内供奉十禪師延最<sup>智証大師門徒</sup>、

元慶六年二月廿三日、補任院主、<sup>常濟替</sup>年四十八、膺三十一、

内供奉十禪師增命<sup>延最内供奉弟子</sup>、

仁和四年五月廿二日、補任院主<sup>年四十八、膺三十一</sup>、

・第六、内供奉阿闍梨惟首<sup>法興房</sup>、治山一年、

近江国蒲生郡人、御船氏、

師主智証大師、遍照僧正受法灌頂、逢徳円

和尚・法勢講師学天台宗、

承和十一年月日、受戒、

寛平四年五月廿一日、補任座主年六十八、騰（七）

勅使右近少将藤原滋実、同廿三日到來、

同五年二月廿九日、入滅年六十九

○西塔院主、

内供奉十禅師增命、

・第七、内供奉阿闍梨猷憲持念堂、治山一年、

下野国塩屋郡人、智証門徒、師主智証大師、

（第五丁）

寛平五年三月廿五日、任座主年六十七、騰四十七

勅使少納言藤原是陰、同日到來、

同六年八月廿二日卒年六十八

○西塔院主、增命、

・第八、康済和尚蓮華房、律師、治山五年、

越前国敦賀郡人、俗姓紀氏、

智証門徒、師主别当大師顯宗、

智証大師顯密・受法灌頂、

承和十四年四月十三日、受戒、

寛平六年九月十三日、任座主年六十七、騰四十八

勅使少納言令輔王、同日到來、

昌泰二年己二月八日、入滅年七十二、或云六十七、

○西塔院主、增命、

・第九、長意和尚露地房、法橋、治山七年、

和泉国大鳥郡人、紀氏、

師主慈覚大師顯宗、随大師・安惠座主受法灌頂、

（第六丁）

仁寿二年月日、受戒、年二十七、座主内澄

昌泰二年十月八日、任座主年六十四、騰四十八、

宣命 勅使左近少将源忠相、同日到來、

延喜六年丙寅七月三日、入滅年七十一、

○西塔院主、「」増命、

・第十、増命和尚千手院、僧正、諡号静観、治山十六年、

從五位上桑内宿祢安峯子、

智証門徒、西塔院主延最入室、康□座主弟子顯宗、

智証大師受法灌頂、（六十力）

延喜○六年丙十月十七日、任座主年□□四、騰四十□、（五力）

宣命 勅使少納言源当能、同十八日到來、

延長五年十一月十一日、入滅年八十五、

同年十二月廿七日、「」静観諡号、

今日智証大師号同日賜之、沙門智祐奏云々、

○西塔院主、

内供奉十禅師阿闍梨湛譽大唐國人、号奥院、修驗、

延喜六年十二月九日、補院主年六十六、騰四十六、



(第七丁)

阿闍梨大法師深行、智証門徒、

延喜十九年二月七日、補院主年六十五、騰四十二、

内供奉十禪師阿闍梨仁昭、智証門徒、延最院主弟子、

延喜廿年八月廿五日、補院主年五十四、騰二十三、

・第十一、良勇和尚、「〔」奉阿闍梨、治山一年八月、

美濃国安八郡長友郷吳部常承子、

智証門徒、隨大師受法灌頂、後隨靜觀僧正受法灌頂、

遍照僧正弟子、

貞觀十五年 月 日、受戒、〔主智証大師、

延喜廿二年〔八月五日、任座主年六十八、騰五十、

宣命 勅使少納言平惟〔、同日到来、

延長元年癸未三月〔日、入滅年六十九、

○西塔院主、仁昭、

・第十二、玄鑑和尚華山、法橋贈大僧都、治山三年、

撰津守高階茂範男、少納言時〔、清和天皇侍臣也、

天皇御出家、同日落髮、

(第八丁)

師主水尾法皇、遍照僧正并良勇座主弟子、

元慶四年 月 日、受戒、座主智証大師、

延喜長元年癸未七月廿二日、任座主年六十三、騰四十四、

宣命 勅使少納言藤原俊房、同廿三日来、

同四年〔二月〔、入滅年六十六、

○西塔院主、仁昭、

・第十三、尊意和尚法性〔寺力、大僧都、贈僧正、治山十四年、

近江国人、息長氏、

師主增全阿闍梨顯宗、〔〕譽大法師弟子、

玄照律師受法灌頂、

延長四年丙戌五月十一日、任座主年六十六、騰四十、

宣命 勅使「〔」藤原俊房、同日到来、

○西塔院主、阿闍梨弁日惠亮弟子、

承平二年九月廿三日、補院主年七十四、騰五十七、

・第十四、律師義海山來、大僧都、治山七年、

豊前国人、宇佐氏、

(第九丁)

師主玄照律師、受法灌頂顯宗同、學之、尊意座主弟子、

天慶三年壬辰三月廿五日、任座主年七十、

宣命 勅使少納言橘実利、同廿七日来、

同五年九歟五月十日、入滅年七十六、

○西塔院主、

内供奉十禪師阿闍梨延昌平等房、天慶六正、補院主、

・第十五、權律師延昌平等房、僧正、諡号慈念、治山十八年、

加賀国江沼郡人、槻本氏、

師主祚照内供顯宗、内供奉十禪師□□入室、  
仁觀律師受法灌頂、惠亮和上弟子顯、

延喜元年四月十五日、受戒、座主長意、

同九年十一月卅日、任座主年六十七、  
天慶

宣命 勅使少納言大江朝望同十年正月二日到來、

康保元年正月十七日、賜諡号慈念慈惠奏、

○西塔院主、

内供奉十禪師阿闍梨昭日号一心房、律師、

(第十丁)

近江国人、大友氏、円澄座主・延秀菩薩等孫弟、

天曆元年閏七月廿二日、補任院主昭日替、  
年五十六、膺三十五、

内供奉十禪師阿闍梨陽生月性房、

天德□年八月十五日、補任院主昭日替、  
年五十六、膺三十五、

・第十六、□□都鎮朝過、  
多武峯本願、治山七ヶ月、

○左京人、橘氏、入道俗名高影十二歲出家、

師主長意和尚、性海阿闍梨孫弟、祚照弟子、

康保元年三月九日、任座主年七十九、膺五十九、

宣命 勅使少納言橘有広同日到來、

同年十月五日、入滅年七十九、

○西塔院主、昭日、

・第十七、權少僧都喜慶三□房、治山一年、

近江国伊香郡人、

師主相応和尚入室、鎮操・理保等弟子、  
尊意座主受法灌頂、

康保二年二月五日、任座主年七十七、膺六十二、

(第十一丁)

宣命 勅使左近少將藤原懷忠、同日到來、

同三年七月十七日、入滅年七十八、

○西塔院主、昭日、

・第十八、權律師良源定心房、大僧正、法務、  
諡号慈惠和尚、治山十九年、

近江国浅井郡岳本郷人 木津氏、

師主理仙大德學顯宗、雲晴、□賀弟子顯宗、

覺惠律師受法灌頂、

延長六年四月廿七日、受戒年十七、  
座主尊意、

康保三年八月□七日、任座主職年五十五、膺三十九、

越上臈三人之初例、去六月廿六日喪母、仍

服中任之、

宣命 勅使少納言藤原懷忠、同廿九日到來、

永觀三年乙酉正月三日、入滅春秋七十四、

○西塔院主、

内供奉十禪師阿闍梨暹賀本院院、

天祿四年八月十五日、補院主年五十六、膺三十五、

(第十二丁)

・第十九、權僧正尋禪飯室、  
諡号慈忍、治山五年、

九條右丞相師輔公息母稚子內親王、延喜第十皇女也、

師主慈惠和尚、和尚入室、受法灌頂弟子顯宗同學之

(一行空白)

天德二年八月廿八日、受戒戒年十八、座主延昌

寬和元年西二月廿七日、任座主年四十三、鵬廿八、

今年正月三日、師匠慈惠和尚入滅、服中也、

宣命 勅使右近少將源惟賢、同廿四日到来、

永祚元年丑己九月八日、上表、辞座主職・權僧正等、

雖及再三、公家・山門共不聽許、然而委附

印鑑於三綱、敢不從事、永以籠居云々、

同二年二月十七日、入滅、春秋四十八、

寬弘四年二月十五日、賜諡号慈忍、

○西塔院主、

權律師觀命普門房、寬和二年十二月日、補院主、

權少僧都聖救成就房、永延元年月日、補院主、

(第十三丁)

・第廿、大僧都余慶觀音院、諡号智弁、權僧正、歷三ヶ月、

筑前国早良郡人、

智証門徒、師主明仙律師、行譽律師受法灌頂、

永祚元年丑己九月廿九日、任座主年七十一、

宣命 勅使少納言能遠、

十二月廿日、辞座主職、

山僧等不承引、不令行寺務之間、遂所令辞退也、

正曆二年二月十八日、入洛年七十二、

○西塔院主、聖救、

・第廿一、前少僧都陽生竹林院、西塔、月性房、治山二年、

伊豆国人、伊豆氏、

師主慈念僧正顯宗、又運日定額弟子、

基増已講弟子、慈忍和尚弟子顯宗、

永祚元年丑己十二月廿二日、任座主年七十七、鵬六十五、

宣命 勅使少納言藤原時方、同廿日到来、

正曆元年寅庚九月廿八日、辞退座主職、

(第十四丁)

同年十月廿二日、入滅、

○西塔院主、聖救、

・第廿二、少僧都暹賀本覺房、權僧正、治山八年、

駿河国人、藤原氏、

慈惠大僧正弟子顯、運日定額・基増已講弟子、

正曆元年寅庚十二月廿日、任座主年七十七、

宣命 勅使少納言藤原□房、同廿三日到来、

同四年巳癸八月一日、慈覚大師門「□」一切扨手院坊、

追却智証門徒一千余人「□」、其後彼門徒

等各占別所、不住叡山、

同五年甲十一月五日、任權僧正年八十一、

長德四年戌八月一日、入滅年八十五、

○西塔院主、

權少僧都覺慶東陽房、正曆元年月日、補院主、  
阿闍梨院源西方院、正曆二年正月十一日、補院主、

(第十五丁)

・第二十三、  
×僧都余慶(摺消)

○大僧都覺慶東陽房、前大僧正、

大和守從四位下平善理子、治山十六年、

(行間補書)「勘年齒、覺慶者自慈忍延喜、高年也、仍師主受法不審」

師主慈忍和尚、慈忍入室・受法、隨慈惠和尚

受三部印可、慈念座主灌頂弟子、

長德四年戊戌十月廿九日、任座主年七十一、

宣命 勅使少納言藤原兼親、同十一月一日到来、

長和歟、同三年甲寅十一月廿三日、入滅年八十七、

○西塔院主、權律師成秀実相房、寬弘五年十一月廿三日、補院主、

・第廿四、大僧正慶円後三昧院、治山五年、

播磨守藤原尹文男、

師主喜慶座主、即喜慶入室、慈惠和尚弟子、

長和三年甲寅十二月廿五日、任座主年六十九、

宣命 勅使少納言庶齋、

寬仁二歟、同年九月三日、入滅年七十四、

○西塔院主、

(第十六丁)

阿闍梨妙尊寬仁年月日、補院主、

・第廿五、僧正明救淨土寺、治山一年、

兵部卿有明親王男、母左大臣仲平公女、

師主慈念僧正、即僧正入室、慈惠大師弟子顯宗、

寬仁三年己未十月廿日、任座主、同日轉僧正、

宣命 勅使少納言藤原信通、同日到来、

(同)同四年庚子七月五日、入滅年七十五、

○西塔院主、妙尊、

・第廿六、法印院源西方院、僧正、治山八年、

陸奥守平元明男、和尚入室顯宗、覺慶座主弟子、

寬仁四年甲申七月十七日、任座主年七十、

宣命 勅使少納言藤原信通、同日到来、

(同)同五年戊辰五月廿四日、入滅年七十八、

○西塔院主、

一身阿闍梨權少僧都如源三昧房、太政大臣仁義公息、

円融院法皇御弟子、尋禪座主入室、

(第十七丁)

寬仁四年 月日、補院主、

權少僧都実誓太上房、覺慶座主入室、院源弟子、

法橋上人位教円東尾、

花山法皇御弟子、陽生座主弟子、

万寿三十二廿八、補任之、

・第廿七、權僧正慶命無動寺、前大僧正、治山十年、

大宰小式藤原孝友子、志全内供・賀秀阿闍梨弟子、  
万寿五年<sup>辰</sup>六月十九日、任座主<sup>年六十四</sup>、

宣命 勅使少納言藤原惟忠、同廿一日到来、  
長曆二年<sup>戊寅</sup>九月七日、入滅<sup>年七十四</sup>、

○西塔院主、

阿闍梨源心<sup>西明房</sup>、長元<sup>冬</sup>年月日、補院主、  
阿闍梨良光<sup>本覺房、太政大臣恒德公息、  
長元五年七月廿一日、補院主、</sup>

・第廿八、大僧都教円<sup>東尾房、法印</sup>、治山九年、

伊勢守藤原孝忠男、

師主華山法皇、陽生座主弟子<sup>顯</sup>、実因僧都

(第十八丁)

弟子、覺超僧都弟子<sup>顯宗</sup>、

長曆三年<sup>卯己</sup>三月十二日、任座主<sup>年六十一、鵬四十六</sup>、

宣命 勅使少納言橘義清、同十三日到来、

永承二年<sup>丁亥</sup>六月十日、入滅<sup>年六十九</sup>、

○西塔院主、良光、

阿闍梨平原<sup>東陽房、紀伊守行正息、  
院源弟子、  
阿闍梨源弟子、  
阿闍梨源弟子、  
阿闍梨源弟子、</sup>

・第廿九、大僧正明尊<sup>号志賀大僧正</sup>、歷三ヶ日、

兵庫頭小野春時男、小野道風朝臣孫、

智証門徒、師主余慶僧正、

永承三年<sup>戊子</sup>八月十一日、任座主<sup>年七十八</sup>、

宣命 勅使少納言藤原永職、

但依山僧騷動不登山、棄置 宣命於水飲歸京云々、  
同十三日、辞退、

康平六年六月廿六日、入室<sup>年九十三、  
減</sup>、

・第三十、權少僧都源心<sup>西明房、權大僧都</sup>、治山五年、

(第十九丁)

民部大輔源信正男、院源甥、參入慈惠和尚

室而上付属慈忍僧正為弟子、

師主慈忍僧正、覺慶座主入室、院源座主弟子<sup>顯宗</sup>、

寛和元年四月十四日、受戒、

永承三年<sup>戊子</sup>八月廿二日、任座主<sup>年七十八、鵬六十六</sup>、

宣命 勅使少納言藤原永成、

天喜元年<sup>癸巳</sup>十月十一日、申刻入冥<sup>年八十三</sup>、

○西塔院主、平原、

・第卅一、權僧正源泉<sup>法輪院</sup>、歷三ヶ日、

播磨国人、智証門徒、勝算僧正入室、

慶祥阿闍梨受法、

(行間補書)「永承八正十一、改年、」

天喜元年十月廿六日、任座主<sup>年七十八</sup>、

宣命 勅使少納言藤原貞章、

同廿八日、辞退座主、同三年三月十八日、入冥<sup>年八十</sup>、

・第卅二、權大僧都明快<sup>淨善房、大僧正、  
号梨本和尚</sup>、治山十七年、

文章生俊宗子、

(第二十一丁)

師主明豪大僧正顯宗、慶命座主弟子、皇慶阿闍梨灌頂弟子、

天喜元年癸巳十月廿九日、任座主年六十九、

元法性寺座主、亦天王寺別当也、

宣命 勅使少納言藤原貞章、同卅日到來、

延久二年庚戌三月十六日、寢膳乖違、同十八日入滅年八十六、

○西塔院主、

阿闍梨勝範蓮実房、天喜四年七月廿四日、補院主、

阿闍梨懷空勝範座主弟子、香積房、治曆三年十二月七、補院主、

・第卅三、權大僧都勝範蓮実房、僧正、清九、治山七年、

近江国野洲郡人、□原氏、

師主覺慶座主入室、覺超僧都弟子顯、

皇慶阿闍梨受法灌頂、

延久二年庚戌五月九日、任座主年七十五、

宣命 勅使少納言藤原公経登山、

同三年辛亥十月廿九日、天皇初行幸日吉社、祠官

各有勸賞、

(第二十二丁)

同四年丁巳正月廿八日、入滅年八十二、

○西塔院主、懷空、

・第卅四、大僧正覺円字治、本名円明、歷三夕日、

宇治関白左大臣頼通息、母從二位祇子、

智証門徒、明尊僧正入室、頼好受法灌頂、

承保四年丁巳二月五日、任座主年四十七、

宣命 勅使少納言源基綱、不能登山、以下部

結付 宣命於講堂高欄云々、

同七日、辞退、

・第卅五、法印覺尋金剛寿院、權僧正、治山五年、

左馬頭経忠男、

師主寛仁入道大相国、明快大僧正入室顯、尋円僧正

弟子、皇慶阿闍梨灌頂、

承保四年丁巳二月七日、任座主年六十六、

宣命 勅使少納言源重資、

永保元年十月一日、入滅年七十、

(第二十三丁)

○西塔院主、懷空、

・第卅六、法印權大僧都良真円騰房、大僧正、治山十三年、

兵部丞源通輔子、母大学頭大江通直女、

師主慶命座主、良円僧都入室于時、

明快座主弟子、長宴僧都受法灌頂、

永保元年辛酉十月廿五日、任座主年六十、

宣命 勅使少納言藤原□季、同廿六日登山、

永保三年十月一日、法勝寺九重塔供養、為御導師、

葉師堂・八角堂□供養、請僧百六十口、

寛治五年<sup>辛</sup>二月十一日、上皇御幸日吉社、有賞、

同六年九月廿日、辭退座主職<sup>七十三</sup>、

○西塔院主、

阿闍梨実源<sup>マコト</sup>、妙法房、源心座主弟子、權律師、  
寛仁二、八、四、補任院主、

・第卅七、僧正仁覺<sup>ニ乗房、大僧正、</sup>治山九年、

右大臣源師房公三男、母寬仁入道太相国女、

宇治禪定太閤為子、

(第二十三丁)

師主慶範僧正、明快座主入室、受法灌頂、

寛治七年<sup>癸酉</sup>九月廿一日、任座主<sup>年四十九</sup>、

宣命 勅使少納言藤原惟信、同十二日登山、

康和二年<sup>庚辰</sup>五月十六日、行幸日吉社、有賞、

同四年<sup>壬午</sup>三月廿八日、夜入滅<sup>年五十八</sup>、

○西塔院主、

阿闍梨永順<sup>井上房、勝範座主弟子、  
永長元年二月廿三日、補院主、</sup>

阿闍梨長豪<sup>号中下院主、勝範座主弟子、</sup>

康和二年十二月十八日、補院主、

・第卅八、法印權大僧正慶朝<sup>ママ</sup>、寂場房、治山二年、

大宰大貳高階氏章三男、母駿河守源忠重女、

師主頼実大僧都、仁覺座主・尋光僧正弟子、

○俗名為宗云々、

康和四年<sup>壬午</sup>五月十三日、任座主<sup>年七十六</sup>、

宣命 勅使少納言藤原懷季、同十四日登山、

長治二年閏□月五日、上表、辭退座主職、

嘉承二年九月廿四日、入滅<sup>年八十一</sup>、

(第二十四丁)

○西塔院主、長豪、

・第卅九、法務僧正增譽<sup>ニ乗房、</sup>歷二ヶ日、

入道大納言經輔卿息、

智証門徒、明尊大僧正弟子、

長治二年閏二月十四日、任座主<sup>年七十四</sup>、

宣命 勅使少納言源明賢、山上騷動之間

不登山、不知 宣命棄置所云々、

同十五日、上表、辭退、

永久四年正月廿九日、入滅<sup>八十五</sup>、

・第四十、法印仁源<sup>理督房、僧正、</sup>治山四年、

京極大殿息、母伯耆守源定成女、

師主仁覺座主、明快大僧正入室、広算・長宴受法、

經暹法橋灌頂、

長治二年閏二月十七日、任座主<sup>年四十八</sup>、

宣命 勅使少納言源明賢、依所勞以史生

送 宣命於山上、而大衆<sup>示卷</sup>等 非例之由、不令請

(第二十五丁)

取、拘留史生、不令帰京、同廿九日以右近少将

師時朝臣遣山上、令遂畢、

天仁二年<sup>己丑</sup>三月九日、入滅<sup>年五十一、</sup>

○西塔院主、

阿闍梨澄心<sup>日光房、長治二年六月廿五日、補院主、</sup>

權少僧都貞尋<sup>本名貞心、備後守良宗子、源心・勝範阿座主弟子、</sup>

阿闍梨澄心、

嘉承二年十二月廿八日、還補院主<sup>再任初例、</sup>

・<sup>(宋)</sup>第四十一、法印賢暹<sup>教王房、</sup>治山一年、

下総權守源信頼子、

師主頼賢大僧都<sup>顯宗、</sup>永禅律師弟子、

長宴僧都受法灌頂、

天仁二年三月卅日、任座主、

宣命 勅使少納言藤原宗兼、四月一日登山、

同三日、於教王房請 宣命、

同三年<sup>庚寅</sup>四月二日、上表、辞座主職、

天永三年十二月廿三日、入滅<sup>年八十四、</sup>

(第二十六丁)

○<sup>(宋)</sup>西塔院主、澄心、

・<sup>(宋)</sup>第四十二、權大僧都仁豪<sup>南門房、權僧正、</sup>治山十二年、

内大臣信長公息、母憲方女、

師主明快座主、安慶阿闍梨受法、

良真座主入室、受法灌頂、

天仁三年五月十二日、任座主<sup>年六十、</sup>

宣命 勅使少納言藤原宗兼、同十三日登山、

同廿六日、於実相院廊請 宣命、

同六月廿八日、上表辞表、依<sup>(又)</sup>大衆之難也、

保安元年<sup>庚子</sup>九月八日、法皇御幸日吉社、有賞、

同十月四日、入滅<sup>年七十一、</sup>

○<sup>(宋)</sup>西塔院主、

阿闍梨任尊<sup>石泉院、</sup>

天永二年七月廿一日、補院主、

法橋永範<sup>蓮実房、源心座主弟子、勝範座主弟子、</sup>

永久三年十二月日、補院主、

(第二十七丁)

法橋頼延<sup>号香積房、</sup>

出雲守基仲子、貞心僧都弟子、

承安元年七月卅日、補院主、

大治元年四月十四日、頓滅<sup>年六十三、</sup>

・<sup>(宋)</sup>第四十三、權僧正寬慶<sup>大乘房、</sup>治山二年、

右大臣俊家公息、母相模守季範女、

保安二年十月六日、任座主<sup>年七十八、</sup>今日被任權僧正、

宣命 勅使少納言源俊隆、同八日登山、

九日、於法性寺請 宣命、



十九日、於無動寺南山房請印鑑、則行政、  
○西塔院主、頼延、

阿闍梨源暹東尾

天永元年三月十八日、補院主、

・第四十四、法務僧正行尊平等院、大僧正、

(第二十九丁)

參議基平卿男、右大臣頼宗公猶子、

權少僧都覺実平等房、春宮大夫公実卿息、

母中納言良頼卿女、

長承三年十一月日、補院主、

保延四年十二月十八日、任座主年六十九、

宣命 勅使少納言源俊隆、不及登山云々、

・第四十七、前大僧正覺猷法輪院、号鳥羽僧正、歷三ケ日、

(第二十八丁)

・第四十五、法印仁実後寂場房、僧正、治山七年、

保安四年十二月卅日、任座主年二十三、膺廿一、  
四十六未滿座主初例也、

保延四年十月廿七日、任座主年八十六、

宣命 勅使少納言藤原公章、明年正月七日登山、

同五年正月七日、於法性寺請宣命、

・第四十八、權僧正行玄青蓮院、法務大僧正、山七年、

同十七日、於横川四季講堂請印鑑、行政、

京極大殿息、母右大臣師房公女、

同十二月十日、辞退座主職、

保延四年戊午十月廿九日、任座主、御年四〇〇、

○西塔院主、

宣命 勅使少納言源俊通、十一月一日登山、

權少僧都忠尋東陽房、  
大治元年九月廿五日、為院主、

同八日、於南山房請 宣命、同廿六日、於同房請印鑑、

・第四十六、法印權大僧都忠尋東陽房、法務大僧正、治山八年、

土左守源忠季男、

久安二年 月 日、補院主、

宣命 勅使少納言藤原能忠、明年正月五日登山、

同六年辛酉正月十一日、於東陽房請印鑑、

・第四十九、權僧正最雲円融房、無品親王、治山六年、

同十一日、辞座主職并大僧正也、

○西塔院主、

(第三十丁)

堀川院皇子、母伊勢守藤原時隆、

久壽三年<sup>丙子</sup>三月卅日、任座主<sup>年五十二、今日為權僧正、</sup>

宣命 勅使少納言藤原成隆、四月五日登山、

於実相院廊先請 宣命、

○西塔院主、

法印快修<sup>本覺院</sup>、保元二年 月 日、補任院主、

法印昌雲、永曆二年十月三日、補院主、

・第五十、權僧正覺忠<sup>長谷、大僧正</sup>、歷三ケ日、

法性寺闍白息、

智証門徒、

宣命 勅使少納言源顯信、以宣命結付月輪寺<sup>(島力)</sup>□門云々、

同三日、辭退、

・第五十一、權僧正重愉<sup>禪智房</sup>、治山四ケ月、

右衛門權佐藤原重隆、

応保二年<sup>壬閏</sup>二月三日、任座主<sup>年六十七、</sup>

宣命 勅使少納言源顯信、

(第三十一丁)

三月一日、拜堂、拜賀、

○西塔院主、法眼円仙<sup>東陽房</sup>、

応保二年二月廿九日、補院主、

(貼紙)

・第五十二、權僧正快修<sup>本覺院、僧正、修驗</sup>、治三年、

中納言俊忠卿息、

□保二年<sup>壬午</sup>五月卅日、任座主<sup>年六十三、</sup>

宣命 勅使少納言藤原資隆、六月一日登山、

同九日、於大炊御門堀川壇所請宣命、

同七月十一日、拜堂、先於本覺院請印鑑、

○西塔院主、

權少僧都延源<sup>平等房</sup>、大納言經実卿孫、

長寛二二月 日、補院主、

・第五十三、權僧正俊円<sup>常任金剛院、修驗</sup>、治山二年、

左大臣俊房息、

長寛二年<sup>甲申</sup>閏十月十三日、任座主<sup>年五十八、今日任權僧正、</sup>

宣命 勅使少納言顯信、

十一月五日、於押小路京極壇所請 宣命、

九日、請印鑑、次拜堂、

○西塔院主、

法眼円実、永万元年七月 日、補院主、

(第三十二丁)

・第五十四、僧正快修<sup>本覺院大僧正</sup>、治山五ケ月、

仁安元年<sup>丙辰</sup>九月一日、還補座主<sup>年六十五、還補初例也、</sup>

宣命 勅使少納言高階泰経、同十三日登山、

十月廿一日、登山、行政、

○西塔院主、法橋頼仁（兼照房）

・第五十五、法印明雲（円融房、僧正）、治山十年、

權大納言顯通卿男、

仁安二年（丁）二月十五日、任座主（年五十三）、

宣命 勅使少納言定宗、同十九日登山、

同廿一日、於白河房請 宣命、

四月十三日、拜堂、先於円融房請印鑑、行政等、

○西塔院主、

法印覺算（校本房）

法眼円定（安樂房）

・第五十六、無品覺快親王（青蓮院、本名円性、又行理）、治山三年、

鳥羽法皇第七皇子、御母法印光清女、

（第三十三丁）

安元々々年（丁）五月十一日、任座主（年四十四、賜三十一）、

宣命 勅使少納言惟基、六月十六日登山、

十一月院主（十一日）、辭退座主職、

○西塔院主、法印実修、

・第五十七、僧正明雲、

治承三年（己）十一月十一日、再任座主（年五十六、今任僧正）、

宣命 勅使少納言惟基、

○西塔院主、法眼円定、還任、

・第五十八、權僧正俊克（五智院、本名顯智）、治山歷卅日、

神祇伯源顯仲卿息、

寿永二年（癸）十二月十日、任座主（年六十六）、

（行間補書）「超僧正昌雲・權僧正全玄等、依義仲吹拳云々、」

宣命 勅使少納言源頼房、同廿二日登山、

同三年（甲）正月十六日、拜堂、

○西塔院主、

法印忠雲（東陽房）

（第三十四丁）

・第五十九、前權僧正全玄（桂林院、大僧正）、治山六年、

少納言藤原実明息、

寿永三年二月三日、任座主（年七十三）、

宣命 勅使少納言藤原重綱、同十一日登山、

（行間補書）「執当澄雲以代官性真請取之、」

同十四日、請 宣命、

三月廿日、於桂林院先請印鑑、次行政、次拜堂、

○西塔院主、

法印実宴（東尾房）、右大臣公能公息、

法印実全（妙法院、元暦元年三月十日、為院主）

・第六十、前大僧正公顯（本覺院）、歷四ヶ日、

安芸守顯康王男、

智証門徒、

文治六年<sup>庚戌</sup>三月四日、任座主<sup>年八十一</sup>、

宣命 勅使源賴房、不登山、

〔行間補書〕「智証大師門徒、被任天台座主者先例也。」

同七日、辭退、

(第三十六丁)

同月廿五日、辭退座主、

○西塔院、〔主院之〕

法印実全妙法院、建久三十二二十六任、

權少僧都仙範〔曼珠院〕、

(第三十五丁)

・第六十一、法印顯真〔宣陽房、權僧正〕、治山三年、

前美作守藤原顯能男、

文治六年<sup>庚戌</sup>三月七日、任座主<sup>年六十</sup>、

宣命 勅使少納言平信清、同八日登山、

四月八日、於西南院請 宣命、

同十七日、於円融房請印鑑、今朝自東坂登山、次拜堂、

○西塔院主、

權少僧都永〔金〕、

・第六十二、權僧正慈円〔青蓮院、法務、大僧正、本名道快、諡号慈鎮和尚〕、治山四年、

法性寺闕白息、御母大宮大進仲光女、

建久三年<sup>壬子</sup>十一月廿九日、任座主<sup>年三十八</sup>、〔今被任權僧正〕

宣命 勅使少納言藤原親家、十二月二日登山〔執当実仙請取之〕、

十二月十六日、於甘露王院廊請 宣命〔申次真覺律師、祿弁雅法印〕、

同四月三日、為拜堂登山、